

欧州の追及権制度

1. 追及権とは
(1) 歴史的背景 (2) ベルヌ条約 (3) 欧州指令
2. 欧州の追及権
(1) フランス (2) イギリス
(3) 追及権の導入と効果に関する報告書
3. 未導入国における追及権導入に際しての検討事項

参考資料 1. 「追及権の導入と効果に関する報告書」データからの抜粋

参考資料 2. 欧州指令 2001/84/EC の概要

参考資料 3. 追及権加盟国

1. 追及権とは (Droit de Suite / Resale Royalty Right (artists resale right)/ Folgerecht)

追及権は一般に、著作者あるいはその相続人等が、公開競売やディーラーの仲介によって行なわれる販売の際に支払われる美術の原作品の対価の一部を徴収することができる権利であり、譲渡不能とされる。

(1) 歴史的背景

- ◇ 19世紀末の印象派絵画の価格高騰 → 主に原作品の対価を収入源とする美術の著作者は、作品価格が高騰しても、価値の一部を受けることができない。
- ◇ レオン・ベラル「その後の取引で作品価値が上昇した場合に、美術の著作者は、上昇した価値の一部を受け取る権利」→ 作品の商業的利用に関与する権利であり、追加的価値発生の場合に限らない。
- ◇ 1920年、フランスで追及権導入される → 1957年法で一部改正 → 欧州指令への批准のため一部改正
 - 1920年法では、オークションのみが対象。著作者の死亡の場合、相続人、受遺者 (legatee)。徴収率は、取引額が上昇するに従い高くなる方式。
 - 1957年法では、すべての取引が対象となるが、実質、オークションのみが徴収されていた。受遺者除外。徴収率は一律3%となる。
- ◇ 1921年ベルギー、1941年イタリア、1965年西ドイツにそれぞれ導入される。
 - イタリアの場合、購入した価格より再販売した価格が高い場合のみ徴収という方式。
 - 西ドイツの場合、1965年法では、支払責任を販売者のみに課し、仲介者には情報提供義務はなかったために、その後の法改正までの間、実質徴収は困難。→ 仲介者にも支払義務、情報提供義務。
- ◇ 1948年 ベルヌ条約
- ◇ Phil Collins 事件による、欧州市民の平等
- ◇ 欧州指令 2001/84/EC
 - 2006年よりイギリス、オーストリア、オランダ、アイルランド、キプロス
 - 2012年より全 EU加盟国で、著作者の没後70年までの保護付与

- ◇ 1993年インド、2009年オーストラリア
- ◇ 米国、カナダでは、法案が提出されている
- ◇ 韓国、中国

(2) ベルヌ条約 1948年ブラッセル修正会議にて、14条の3に追及権条項を追加。

—美術の著作物の原作品、作家及び作曲家の原稿 → ほとんどの国が美術の著作物の原作品のみ保護

Article 14 ^{ter}	第14条の3
<p>(1) The author, or after his death the persons or institutions authorized by national legislation, shall, with respect to original works of art and original manuscripts of writers and composers, enjoy the inalienable right to an interest in any sale of the work subsequent to the first transfer by the author of the work.</p> <p>(2) The protection provided by the preceding paragraph may be claimed in a country of the Union only if legislation in the country to which the author belongs so permits, and to the extent permitted by the country where this protection is claimed.</p> <p>(3) The procedure for collection and the amounts shall be matters for determination by national legislation.</p>	<p>(1) 美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作者（その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体）は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。</p> <p>(2) (1)に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる。</p> <p>(3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。</p>

(3) 欧州指令 2001/84/EC 2001年9月採択。（当時15か国¹がEU加盟国）

- ◇ 性質：譲渡不能、放棄不能
- ◇ 対象となる取引：美術市場の専門家が介在する取引すべてが対象。
- ◇ 例外：10,000€を超えず、かつ、著作者から直接取得後3年以内の取引を除外。
- ◇ 支払義務：販売者、ただし、各国法で、購入者や仲介者に支払義務を分担させることができる。
- ◇ 対象となる著作物：グラフィックアート又は造形美術の原作品、又はオリジナルの作品とみなされる複製物→著作者自身の監督の元作成された限定数の作品。（版画、鑄造作品等）→ フランスでは decre により枚数を規定。（彫刻：ナンバリングして12体、写真：サイン入りで30枚等）²
- ◇ 対象となる取引：最低取引額を3,000€より高くしてはならない。→ 著作者保護のため、各国法で下げることは可能。

¹ フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イギリス、アイルランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランド、スウェーデン。うち、イギリス、アイルランド、オーストリア、オランダには追及権制度がなく、2006年より新たに導入された。

² Decree no. 2008-1391 du 19 decembre 2008

- ◇ 徴収率： 4%—0.25%で、販売価格を価格帯に分けて合計額を算出する。ただし、支払額の上限は ~~12,400€~~ 12,500€

例：600,000€で販売された場合 → 9,000€

1～50,000	4%	50,000 x 4% = 2,000€	2,000	
50,000.01～200,000	3%	150,000 x 3% = 4,500€	4,500	
200,000.01～350,000	1%	150,000 x 1% = 1,500€	1,500	
350,000.01～500,000	0.50%	150,000 x 0.5% = 750€	750	合計
500,000.01～600,000	0.25%	100,000 x 0.25% = 250€	250	9,000€

- ◇ 受益者：著作者（譲渡不能）、著作者の没後は各国法による継承者
- ◇ 域外第三国の著作者の保護：加盟国に居住する域外国籍者の場合、各国法で保護可能
- ◇ 保護期間：著作財産権指令に準ずる。（創作から始まり、著作者の没後 70 年）ただし、追及権を新設する国については、2006 年から 2010 年までは没後の著作者の保護は免除。（2 年間の延長可能）→ 2012 年 1 月より全加盟国で没後 70 年までの保護が開始される。
- ◇ 販売情報を知る権利：販売が行われてから 3 年

2. 欧州の追及権

(1) フランスの特徴

- ◇ 1920 年以来追及権制度を保有
- ◇ 法改正等を経て、最低額 50FF、徴収率は一律 3%、海外国籍の著作者への保護等を行ってきた。
- ◇ 現在の下限は 750€
- ◇ アート作品に関し、原作品とみなされる複製物の範囲についても規定
- ◇ 1957 年法から、受遺者 (legatee)、継承者 (successor) を除外。相続人 (hair) のみ。→ ダリ事件³

³ Fundació Gala-Salvador Dali, VEGAP v. ADAGP, case c-518-08 17th Dec 2009

サルバドル・ダリは、スペインの著名な美術の著作者である。1983 年にダリ自身が、自作品とその権利の保護等を目的としたサルバドル・ダリ財団(Fundació Gala-Salvador Dali)を設立した。ダリは 1989 年に亡くなり、すでに妻はなく、子供もいなかったため、遺言で、スペイン政府を「全ての財産、権利、美術的創造物の維持と宣伝又は作品保護を行う普遍的かつ無条件の受遺者(universal and unconditional heir to all his property, rights and artistic creations, fervently calling upon it to preserve, disseminate and protect his works of art)」として指名した。スペイン文化省はダリ作品に関する著作権管理をダリ財団に依頼し、ダリ財団は、1997 年、著作権料徴収団体の Visual Entidad de Gestión de Artistas Plásticos (VEGAP) を通じて、全世界でのダリ作品についての独占的な著作権料の徴収を行うこととした。フランスでの徴収について、VEGAP は、1997 年 10 月 17 日付で代理契約のある Auteurs dans les Arts Graphiques et Plastiques (ADAGP) に委託した。以来 ADAGP はフランスにおけるダリ作品の著作権料の徴収を行い、追及権を除く著作権料を VEGAP に支払った。追及権は、フランス法に基づき、ダリの遺族に支払われていた。

2005 年 12 月 28 日、ダリ財団並びに VEGAP は、ADAGP に対し追及権の支払いを求めて、パリ地方裁判所に起訴した。原告は、ADAGP に対し、ダリ作品に関して 1997 年 10 月 17 日以来徴収された追及権料をダリ財団に VEGAP を通じた支払い命令をだすことを求めた。フランス追及権法第 123 条の 7 は、「第 122 の 8 条に定める追及権は、著作者の死後

- ◇ 欧州指令により、新たに、支払額の上限を設定。(12,400€ 12,500€)
- ◇ フランス国内に一定期間以上居住する外国籍のアーティストにも保護を与える。
- ◇ 2009年にADAGPが徴収した追及権は、8,200,000€

(2) 英国

- ◇ 欧州最大の美術品市場を保有。追及権導入に際し、市場の縮小を危惧。
- ◇ 2006年2月14日より、生存中の著作者保護
- ◇ 下限を1,000€とし、4%を設定。
- ◇ 2006年の徴収額は130,000ポンド→ 2008年9月までの30か月で6,600,000ポンドを徴収(アーティスト1500人)
- ◇ 2012年1月1日より、全著作者保護

仏英比較

	欧州指令	フランス	イギリス
	2001年9月 2001/84/EC	1920年5月20日 Loi du 20 mai 1920 1957年3月11日 Loi du 11 mars 1957 2006年8月1日 Loi du 1er aout 2006	2006年2月14日 The Artist's Resale Right Regulations 2006 2011年11月29日 2011-2873 The Artist's Resale Right (Amendment) Regulations 2011
定義	前文(1)~(5) 第一条 著作者によって最初に作品が譲渡されたのちのいかなる販売においても販売価格をもとにしたロイヤルティを著作者が受け取ることができる権利。	L122の8(1)著作者又はその権利承継人が行う最初の譲渡の後の著作物のいずれの販売の収益にも関与する譲渡不能の権利	3(1)著作権で保護される著作物の著作者は、著作者による最初の譲渡に続くその後の販売に関するいかなる販売においても、そのロイヤルティを受ける権利を享受する。

は、いずれの受遺者及び権利譲受人も排除して、相続人のために、及び第123の6条に規定する用益権については配偶者のために、当該暦年及びそれに続く70年間存続する。」としている。スペインの1987年11月11日知的財産権法第24条では、「1996年以来著作者の死因贈与(mortis causa)による相続者に権利が与えられる」と規定される。

パリ大審裁判所(Tribunal de grand instance de Paris、パリ地方裁判所の意味)は、訴訟手続きの中止を決定し、予備判決のために欧州裁判所に二つの質問を送った。

- ① フランスが追及権の相続からLegateeや権利相続人を除外することが、欧州指令2001/84/ECに違反するか。
- ② 同欧州指令の第8条(2)及び(3)による移行期の暫定規定は、フランスのこのような特権を許容するか。

欧州裁判所は、欧州指令2001/84/ECは、遺言による相続を除外し法定相続人のみが遺贈を受けることができるという点について、フランス国内法の規定を除外しないものとして適用し、かつ、第6条(1)に規定される「著作者の没後の権利継承者」については、全欧州同盟国で統一する必要性を否定した。

性質	第一条 1.譲渡不能、放棄不能	L122-8(1)譲渡不能、放棄不能	7(1)譲渡不能、 8(1)放棄不能
例外	第一条 3.再販売から3年以内に著作者から直接取得した作品であって、再販売の価格が10,000€を超えない場合。	L122-8(1)販売の前3年以内に売り手が著作者から直接に著作物を取得した場合、及び販売価格が1万ユーロを超えない場合	12(1) 金銭目的で行われていない作品の最初の譲渡。 12(4)(a) 販売後3年以内に著作者から直接取得した場合 (b)販売額は10,000€を超えない
支払義務者	第一条 4.支払義務は、販売者。販売者以外の前2項規定の自然人又は法人を、支払義務分担者とする事ができる。	122-8(3) 追及権料は、売り手の負担とする。その支払いの責任は、販売に介入する専門家に帰せられ、また、譲渡が2人の専門家の間で行われる場合には、売り手に帰せられる。	13 (1)(a)販売者、(2)(a)販売者のエージェント、(b)aがない場合、購入者のエージェント、(c)bがない場合は購入者 (1)(a) が共同であるいはここに支払義務を持つ
対象となる著作物	前文(1)~(3) 第二条 1.オリジナルの原作品 2.オリジナルの作品とみなされる複製物	L122-8(2)芸術家自身が創作した著作物、及び芸術家自身によって又はその責任において限定された数量で制作される複製物 <u>Decret 2007-756</u> R122-2 オリジナルのグラフィックアート又は造形美術作品 a) 版画、リトグラフは、「1枚又はそれ以上」の原板 b) 彫像合計14体、 c) タペストリー8枚、 d) 写真30枚、 e) 視覚芸術又はコンピュータを使用した造形美術	4(1)「グラフィックアート又は造形美術」 4(2)複製物の場合、限定数
対象取引の下限	第三条 3,000€	750€	1,000€
徴収団体	第六条 2. 強制徴収管理 (compulsory collective management)又は任意徴収管理(optional collective)	任意徴収管理	強制徴収管理 14(1)管理団体を通じた行使のみ

	management)を選択		
著作者の 没後の受 益者	第六条 1.著作者。没後は権利継承 者	L123-7 いずれの受遺者及び権利譲受 人も排除して、相続人	9(1)遺贈を受けた者、無遺言相続 者、自然人又は有資格団体、 9(2) 個人的な代理人
対象とす る国籍	前文(29) 追及権は、欧州市 民と同時に、加盟国国籍の 著作者に対して同様の保護 を与える国の外国人の著作 者にも与えられる。加盟国 は、任意で、加盟国を常居 所とする海外の著作者にも この権利を及ぼすことがで きる。	122-8(5) 欧州共同体の加盟国又は EEA の加盟国の国民でない著作者及び その権利承継人は、その者が国民である 国の法令が、すべての加盟国の著作者及 びその権利承継人について追及権の保 護を認める場合には、この条に規定する 保護の特権を認められる。 (6) フランスに常居所を有し、かつ、 5年以上の間フランスで芸術生活に参 加している者	10(a)販売の日に生存中の著作者 であって、(i)EEA 国籍又は (ii)EEA 諸国籍の著作者とその継 承者を保護している国の著作者 10(b)販売の日に没している(a)(i) 又は(ii)に該当する国の著作者

(3) 欧州指令 2001/84/EC による追及権の導入と効果に関する報告書

指令の目的

- (1) グラフィックアートと造形美術の著作者が、自身のオリジナルの作品の経済的成功におけるシェアを受け取ることを保証する（欧州指令前文（3））
- (2) 域内市場における権利の適用の有無によって生じる差別を排除すること（欧州指令前文（9））

報告書は、パブリックコンサルテーションを行い、503の解答を得た上で、書かれている。

指令の効果

- (1) 2010年の世界の美術品市場は、430億€に達している。（4兆3千億円程度） 2009年の危機的状況においては、280億€だったところ、2008年レベルに回復。2010年時点で欧州は全世界市場の37%を占め、米国34%、中国23%と続く。美術品市場が世界経済に与える影響は無視できない。
- (2) 追及権の影響は、現代アート近代アートのみならず、追及権を受ける対象となる作品は、2010年のオークション販売では世界で21億€。EUでは、ファインアートオークションの約半数に相当する。
- (3) 域内市場への影響としては、2005年から2010年の間に、美術品市場が意義外に移動したかという点についての検討。欧州における2010年の追及権対象となる取引において、1/3が生存中、2/3が没後の著作者であるが、どちらのカテゴリーにおいても、明確なパターンは見えてこない。
- (4) 5万€（500万円相当）を超える高額作品市場は、アメリカ、中国、英国にある。追及権の支払義務を取引費用の一つとしてみると、輸送費用との比較の上で移動が検討される可能性あり。

オークションでは、顧客が NY での販売を希望する場合があるディーラー部門では、国際フェアに移動する傾向がある。販売者は、取引において最も有利な場所への移動の傾向にあり、追及権は、市場選択の一つの要因である。

- (5) 著作者への影響としては、追及権の恩恵を受ける著作者の数と徴収額を調査している。EU27 か国中 10 か国について著作権管理団体を調査している。

2007 年：10 加盟国で、14,400,000€（約 14 億 4 千万円）を著作者等（7,107 人）に分配。

2010 年：10 加盟国で、14,000,000€（約 14 億円）を著作者等（6,631 人）に分配。

- (6) 結論として、2006 年 1 月以降の追及権ハーモナイゼーションによる欧州美術品市場への影響について、明らかな傾向は現れていない。没後の著作者についても全加盟国が開始した（2012 年 1 月 1 日）後に再度分析することで、何らかの結果が現れるのではないかと。

- (7) 今後の予定として、

- この分野の経済的重要性から、今後も市場の発展状況について調査し、2014 年に、再度報告書を作成。
- 域外第三国に対する追及権の導入を促す
- 追及権の徴収と分配に関する効率化を目指す。
- 追及権管理徴収団体の、メンバーと商業的利用者への高い管理基準と透明性の追求。徴収団体の徴収方式の均一化の提案を 2012 年中に行う。

3. 未導入国における追及権導入に際しての検討事項

◇ 追及権の必要性の是非

- 美術の著作者の保護状況
- 導入による経済的影響
- 保護期間

◇ 徴収に係る問題

- 支払責任
- 情報を知る権利
- 徴収下限、上限、徴収率

◇ 分配に係る問題

- 権利の性質 → 著作者の没後の相続
- 徴収方式

参考資料1.

欧州指令 2001/84/EC による追及権の導入と効果に関する報告書に関する美術品取引市場データ (抜粋)

追及権は美術の著作物の原作品の取引に際して発生するため、このような法制度を導入する際には、美術品市場の規模や状況について事前に知ることが重要である。TEFAF マーストリヒトは、25年の歴史をもつ美術品とアンティークフェアを開催する団体であり、フェアで取り扱う作品図録の他、美術に関する市場の調査結果を書籍⁴としても発行している。2000年以來、市場動向についての報告書を発行しており、美術業界のみならず、多くの学者のデータソースとして使用されている。

1990年から

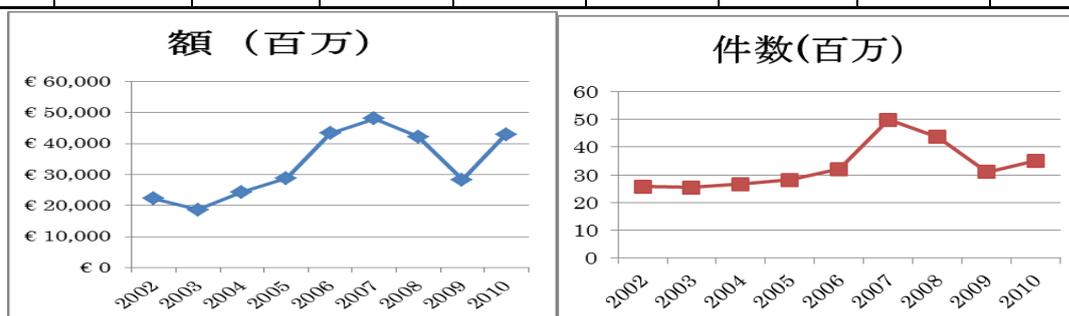
	フランス	ドイツ	スイス	イタリア	イギリス	アメリカ	中国	その他
1990	17.00%	3.00%	2.00%	2.00%	23.00%	46.00%	less0.40%	7.00%
1995	6.00%	4.00%	2.00%	2.00%	26.00%	52.00%	0.80%	7.00%
2000	6.00%	3.00%	2.00%	1.00%	26.00%	55.00%	0.40%	7.00%
2006	6.00%	3.00%	2.00%	3.00%	27.00%	46.00%	5.00%	9.00%
2009	10.00%	3.00%	2.00%	2.00%	23.00%	31.00%	18.00%	11.00%
2011	6.00%	2.00%	3.00%	1.00%	22.00%	29.00%	30.00%	7.00%

出典：Clare McAndrew, The international Art Market in 2011, Observations on the art trade over 25 years, TEFAF Global Art Market Share 1990-2011 より一部抜粋

以下は、追及権に係る報告書に添付された、TEFAF から 2011 年に発行された The Global Art Market in 2010: Crisis and Recovery のデータ (以下 T E F A F データ) をもとに、世界の市場規模と日本市場の関係について抜粋、又は、グラフ化した図表である。

図表1 世界の美術品市場の取引額

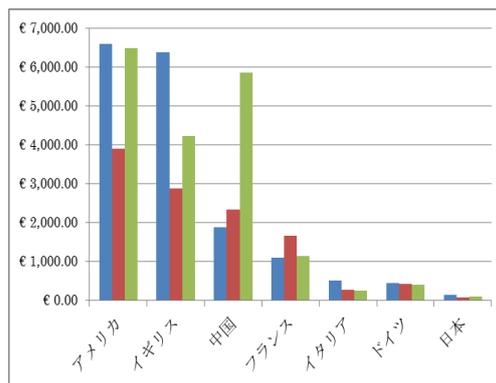
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
額(百万)	€ 22,264	€ 18,631	€ 24,385	€ 28,833	€ 43,331	€ 48,065	€ 42,158	€ 28,335	€ 42,951
件数(百万)	25.8	25.4	26.6	28.2	32.1	49.8	43.7	31	35.1



⁴ 一例として、The international art market in 2011: observations on the art trade over 25 years, The Global Art Market in 2010: Crisis and Recovery, The international Art Market 2007-2009, trends in the art trade during global recession, Emerging economies and the art trade in 2008, Globalisation and the art market 等がある。

図表2 オークションの出来高と各国シェア

百万€	2008	2009	2010
アメリカ	€ 6,607.80	€ 3,910.60	€ 6,499.60
イギリス	€ 6,391.10	€ 2,895.80	€ 4,224.90
中国	€ 1,893.80	€ 2,347.80	€ 5,863.50
フランス	€ 1,105.30	€ 1,665.00	€ 1,153.40
イタリア	€ 514.10	€ 274.90	€ 250.20
ドイツ	€ 454.50	€ 425.10	€ 416.50
日本	€ 137.80	€ 90.90	€ 110.40
世界合計	€ 18,970.90	€ 13,126.30	€ 20,803.80

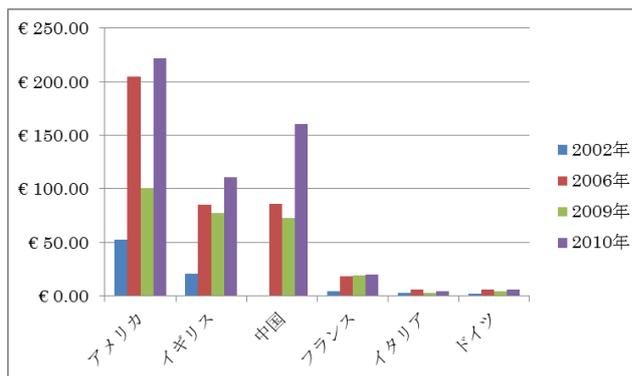


図表3 純粋美術品国別オークション落札平均価格 2004-2010

百万€	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
アメリカ	€ 38,945	€ 35,505	€ 47,826	€ 84,683	€ 51,550	€ 22,683	€ 37,946
イギリス	€ 23,067	€ 25,772	€ 33,135	€ 59,990	€ 56,450	€ 31,746	€ 48,512
中国	€ 6,486	€ 32,632	€ 12,138	€ 14,515	€ 16,247	€ 14,995	€ 27,820
フランス	€ 5,083	€ 5,501	€ 6,378	€ 9,095	€ 6,629	€ 16,271	€ 11,056
イタリア	€ 8,227	€ 7,837	€ 9,048	€ 9,539	€ 7,969	€ 13,532	€ 7,895
ドイツ	€ 3,216	€ 4,145	€ 4,127	€ 7,001	€ 4,249	€ 5,417	€ 6,070
日本	-	-	-	€ 19,505	€ 9,551	€ 7,868	€ 10,124
シンガポール	-	-	-	€ 17,695	€ 13,049	€ 14,909	€ 14,022
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	€ 53,718	€ 27,959	€ 56,309

図表4 現代アート市場（1945年以降生まれの作家による作品）

百万ユーロ	2002	2006	2009	2010
アメリカ	€ 52.5	€ 204.7	€ 100.9	€ 222.3
イギリス	€ 20.4	€ 85.5	€ 77.7	€ 110.9
中国	€ 0.8	€ 86.1	€ 72.8	€ 160.7
フランス	€ 4.1	€ 18.1	€ 19.5	€ 19.8
イタリア	€ 2.5	€ 6.1	€ 3.1	€ 4.6
ドイツ	€ 1.8	€ 6.3	€ 4.3	€ 5.8
世界合計	€ 91.7	€ 433.7	€ 312.7	€ 580.0



参考資料 2.

欧州指令 2001/84/EC 概要

前文

- (1) 追及権は、著作権の分野における譲渡不能であり放棄不能の権利である。これは、オリジナルのグラフィックアート又は造形美術の著作者に与えられる、作品に係る継続的な販売に際しての経済的権利である。
- (2) 追及権は、著作者/アーティストが作品の継続的な譲渡に際し報酬を受け取ることを可能にしており、生産的な性質をもった権利である。追及権の保護主体は、物理的な作品であり、また、保護された著作物が化体した媒体でもある。
- (3) 追及権は、グラフィックアートと造形美術の著作者が、自身の作品の経済的な成功に際して、一部を受け取ること保証することを意図している。これは、グラフィックアート並びに造形美術の著作者の経済的状況と自身の作品の継続的な販売から利益を得ることができるその他の著作者との間のバランスを是正する。
- (4) 追及権は、著作権の不可欠な部分であり、著作者に特別な権利を付与する。このような権利をすべての加盟国が導入することは、創作者に対して、適切かつ標準的なレベルの保護を与える必要性に合致するものである。
- (5) 欧州条約第 151 条 4 項（訳者注：当時、現在の欧州連合運営条約第 167 条第 4 条）ものと、文化的観点その他の条項に取り入れることとされている。
- (6) ベルヌ条約は、追及権について、著作者が国籍を持つ国の法制度で保護されている場合に限り保護を与えている。従って、この権利は任意であり、相互主義のルールが適用されている。欧州司法裁判所の判例に従えば、1993 年 10 月 20 日判決の C-92/92 及び C-326/92 のジョイントケースである、フィルコリンズ事件他によって、欧州条約第 12 条（訳者注：当時、現在の欧州連合運営条約第 18 条）差別禁止原則が適用された。
（以下略）
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 追及権は現在加盟国の大多数の国の国内法に現在規定されている。これらの法制度には、それぞれ、いくつかの差異があり、特に、その保護対象となる著作物、ロイヤルティを受ける有資格者、徴収率、支払対象となる取引、計算の基礎が挙げられる。追及権の支払の有無は、作品を販売しようとする個人が、考慮しなければならない重要な要素であることから、このような権利を導入するか否かは域内市場における競争環境に重大な影響を与える。つまり、この権利は、競争のねじれを創出すると同時に域内販売場所の移動にも影響を与える要素である。
- (10) 加盟国での追及権の存在と導入によるこのような不均衡は、欧州条約第 14 条（訳者注：当時、現在の欧州連合運営条約第 26 条）でいう美術作品の域内市場の適切な機能を確保することについて、直接的かつ否定的な影響を与える。このような状況においては、第 95 条（訳者注：当時、現在の欧州連合運営条約第 114 条）でいう規定の平準化のための措置を採択する。
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 域内市場に悪影響をもたらすような各国間に存在する差異は廃止され、かつ、同様の新たな差異が生じることについても妨げられるものとする。一方で域内市場の機能に何ら影響を与えない際については、廃止したり、また、発生を阻止したりする必要はない。
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略

- (17) 略
- (18) 追及権の保護対象はすべての再販売に及ぶべきだが、美術品市場の専門家の介在のない、個人的な立場での個人間の取引については例外とする。非営利であって、公的に公開されている美術館に対して個人的な立場において個人による販売が行われる場合には、追及権の対象とならない。アートギャラリーが著作者から直接作品を取得する特別な状況を考慮し、加盟国は、作品の再販売を追及権から除外する選択肢を持つことが許されるべきである。その場合、取得から3年以内のものとする。著作者の利益を考慮にいれ、このような除外については、10,000€を超えない販売額である場合に限る。
- (19) 本欧州指令によって行われるハーモナイゼーションは、文筆家や作曲家のオリジナルの手稿には適用されないことを確認する。
- (20) 略
- (21) 追及権の対象となる美術作品のカテゴリーは、ハーモナイズされるものとする。
- (22) (略) 加盟国は、国内での新たな著作者の利益を拡大するために、欧州連合の規定する適用下限額よりも低い額を国内で規定することが許される。下限をさらに下げ場合には、この特権は域内市場の機能の確保に重大な影響を与えるとは考えられない。
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 加盟国は、追及権の行使に関し、得にその管理についての規定をするものとする。この点については、著作権管理団体を通じて悪行うことも可能性として挙げられる。加盟国は、著作権管理団体が透明かつ効率的な方法で運営されていることを保証するものとする。加盟国は、また、他の加盟国国籍の著作者のための追及権が徴収され、かつ、分配されていることも保証しなければならぬ。本欧州指令は、加盟国が徴収と分配について行う措置に影響を与えることはない。
- (29) 追及権は、欧州市民と同時に、加盟国国籍の著作者に対して同様の保護を与える国の外国人の著作者にも与えられる。加盟国は、任意で、加盟国を常居所とする海外の著作者にもこの権利を及ぼすことができる。
- (30) 略

第一条

1. 譲渡不能、放棄不能の権利。

著作者によって最初に作品が譲渡されたのちのいかなる販売においても販売価格をもとにしたロイヤルティを著作者が受け取ることができる権利。(義務規定)

2. 販売者、購入者又は仲介者としての美術品市場の専門家の介在するすべての販売に適用。(義務規定)

3. 例外：再販売から3年以内に著作者から直接取得した作品であって、再販売の価格が10,000€を超えない場合。(任意規定)

参考：前文(18)を参照

4. 支払義務は、販売者。販売者以外の前2項規定の自然人又は法人を、支払義務分担者とすることができる。(任意規定)

第二条 追及権に係る美術の著作物

1. オリジナルの原作品：グラフィックアート又は造形美術が対象。著作者自身によって製作された作品、又は、オリジナルの作品とみなされる複製物であること。

絵画、コラージュ、油絵、描画、彫刻、プリント、リトグラフ、彫像、タペストリー、陶磁器、ガラス製品、写真等。

2. オリジナルの作品とみなされる複製物：著作者本人によって又は著作者の監督のもと作られた限定数の作品。通常、番号、サインがされているか、又は著作者による適切な承認が与えられている。

参考：前文(1)－(3)を参照

第三条 最低額

1. 加盟国は、追及権の対象となる販売額の下限を設定することができる。
2. この最低販売額は、いかなる場合においても、3000€を超えないものとする。（義務規定）

第四条 徴収率

1. 徴収率
 - (a) 50,000€に達するまでの販売額、4%
 - (b) 50,000.01€から 200,000€までの販売額、3%
 - (c) 200,000.01€から 350,000€までの販売額、1%
 - (d) 350,000.01€から 500,000€までの販売額、0.5%
 - (e) 500,000€を超える販売額、0.25%

ロイヤルティの合計額は12,500€を上限とする。

2. 50,000€までは、5%の適用可能。（任意規定）
3. 最低販売額を3,000€よりも低額に設定する場合、新たな最低額から3,000€までを4%を下回らない率にしなければならない。

第五条 算出基準

販売額は税抜き価格。

第六条 ロイヤルティの受益者

1. 著作者。没後はその権利継承者。→ ダリ事件
2. 強制徴収管理あるいは任意徴収管理を選択。

第七条 ロイヤルティを受ける資格のある域外第三国国籍者

1. 加盟国は、域外第三国の国籍を持つ著作者および、第8条2項にもかかわらず、その継承者が、本指令および加盟国法に基づき追及権を受けられるよう規定することができる。ただし、著作者又はその継承者の国が加盟国の著作者とその継承者に対して追及権の保護を与えている場合に限定するものとする。
2. 加盟国が提出する情報をもとに、欧州委員会は前一項で規定された条件を充たす第三国の一覧表を可及的速やかに作成する。この一覧表は適宜更新されるものとする。（2012年6月 欧州委員会サイト参照）

参考：前文(29)を参照

参考： 欧州委員会サイト「第三国一覧表」記事より抜粋（2012年6月26日アップデート）
2005年11月25日開催のContact Committee 会合において、（欧州指令2001/84/EC第7条(1), (2), 前文(29)の解釈について）話し合われた。参加した加盟国は、その域外第三国に追及権が存在し、適用されていることの証拠がある場合には、一覧表に記載するという点で合意した。実際には、これは、権利者又は適切な管理組織が結果を得ていることを証明する公的又は私的な団体によって管理されているという状況を意味する。2006年3月1日付で加盟各国に書状が送付され、そこには、要件に合致する第三国のリストとその証拠書類の提出が求められていた。現在までに、委員会では、本一覧表に含める資格を持つことが証明されたいかなる第三国についても、証拠とともに申請が行われてはいない。

3. 加盟国は、加盟国に居住するが加盟国の国籍を持たない著作者に対し、自国国籍の著作者と同様に追及権保護を与えることができる。

第八条 追及権の保護期間

1. 追及権の保護期間は、欧州指令93/98/EEC第一条に規定される期間である。

参考：欧州指令93/98/EEC
第一条
1. ベルヌ条約第二条でいう「文学的および美術的著作物」の範囲の著作者の権利は、著作物が合法的に公表された日にかかわらず、著作者の生存の間およびその死後70年とする。

2. 前1項にもかかわらず、（第13条記載の導入日以前には）追及権を導入していない加盟国においては、2010年1月に至るまでの間は、没後の権利継承者については追及権を導入することは求められない。
3. 前2項を適用する加盟国については、加盟国が追及権制度を段階的に導入し経済的な調整を図るために必要であれば、著作者の没後に継承者に対して追及権を適用することが必要とされることには、最大2年間の猶予が与えられる。その際、前2項でいう期限の少なくとも12か月前までに、当該加盟国は、欧州委員会に対し、理由とともに申し出る。それを受けて、委員会は、適切な協議を行ったうえで、情報受領後3か月以内に見解を出すこととする。加盟国が委員会の見解に同意しない場合には、当該加盟国は、1か月以内に委員会にその旨を伝え、その判断について釈明する。当該加盟国の連絡と釈明および委員会の見解は、欧州委員会の官報（Official Journal）にて発表され、欧州議会に提出される。
4. 第8条(2)および(3)でいう期間内に、追及権を国際レベルで拡大していく目的の国際交渉が成功する場合には、委員会は、適切な提案を提出する。

第九条 情報を得るための権利

加盟国は、販売が行われてから3年間の間、第6条規定の受益者が第一条第二項規定の美術品市場の専門家から、その販売に関するロイヤルティの支払を確保するために必要とされる情報を得ることができるべく、規定するものとする。

第三章 最終規定

第十条 適用期限

本指令は、2006年1月1日時点で加盟各国の著作権分野における法制度によって保護されている又は本指令の規定の元、保護対象に合致する場合、第2条規定のオリジナルの美術の著作物すべてに関し、保護が適用される。

第十一条 略

第十二条 略

第十三条 略

第十四条 略

参考資料 3.

追及権導入国

欧州域内		欧州域外	
オーストリア	ベルギー	アルジェリア	ブラジル
ブルガリア	キプロス	ブルキナファソ	チリ
チェコ	デンマーク	コンゴ	コスタリカ
エストニア	フィンランド	クロアチア	エクアドル
フランス	ドイツ	ギニア	イラク
ギリシャ	ハンガリー	象牙海岸	ラオス
アイルランド	イタリア	マダガスカル	マリ
ラトビア	リトアニア	モナコ	モロッコ
ルクセンブルグ	マルタ	ペルー	フィリピン
オランダ	ノルウェー (EEA)	ロシア	セネガル
ポーランド	ポルトガル	セルビア・モンテネグロ	チュニジア
ルーマニア	スロバキア	トルコ	ウルグアイ
スロヴェニア	スペイン		
スウェーデン	イギリス	オーストラリア	インド
アイスランド (EEA)	リヒテンシュタイン (EEA)		